平成

二十一年四月十四日

称氏居 名 又宅

ĺΪ 名介

のた住事所る所

地務は者所主者

名居

所事 在業

地所

種事 類業

指定年月日

の

口県

知 事

井

関

成

有限会社参輪

三下岩 の久国 七原市

-周

○東 二町

店あ

L١

薬

高

徳山

八周

番三号

, 東

町

理療防介

指養居護

導管宅予

合業山口県 会協同組合連 組合連農

郷二一三九山口市小郡下

ちご ショ 気制 電流

ブ護病

いス院

一〇〇〇の別井市古開

看防介 護訪護

問予

宅 称介 護

護

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の|

第一

項の規定により

Щ

山口県告示第百八十二

П

山口県指定無形民俗文化財の指定

教委告示

土地改良事業の工事の完了の届出

(農村整備課)

土地改良区役員の届出 (農村整備課).....

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課)

浸水想定区域の指定 (七件) (河川課)

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (二件)

(厚政課)

目

次

平成 21 年 4月14日 (火曜日)

ピーアール 株式会社アイ

合業山 会協口 

郷二一三九山口市小郡

三下岩 の久国 七原市 ·周 ちご デーション い 調東総合病院 ١J

一周〇東二町 店あ 薬局 徳山

有限会社参輪

八周

八番三号東 町

一柳

11

\_

11

のシルピ株式 ネッパース ンススート がテー がテーへ お

七丁防 号自府 一市一桑 番山

七丁防号目府

\_ 市

桑

番山

護訪 問

介

平成二二、

一〇〇〇の別が 一〇〇〇の

護訪問 看

指養居 導管宅 理療 平 成 回○

11

11

所介 ţ

二町 護通

11

○五○四五の二

アセンター らんぼ玖珂ケ さく

会医

療法人新生

五丁 "

『目一○一の

山口県告示第百八十三号

五五四

介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一 項の規定により、

平成二十一年四月十四日

六

称名又は名 防 のた住事 所る所 在事又 地務は 新主

名介

護

称予

所事

在業

地所

種事

類業

指定年月日

の

防

山口県知

事

井

関

成

ピー アール 株式会社アイ

七号目市 一番二 番二

のシルピ株式 ネコパース ンススート えストルイ がテーへ お

七丁防 号自府 一市 一桑 番山

介防介 護訪護 問予 平 成二、

<del>\_</del>

11

成

平

回○

"

大

内

Ш

右岸 左岸

熊毛郡平生町大字宇佐木字山辺五二八番四地先 熊毛郡平生町大字宇佐木字栗屋田九三六番一地先

河口

会 医療法人新生

五丁』 目 一 〇一の三 

11

ţ

"

〇五〇四五 四五の二 の二町町町町 介防介 護通護 所予

### 山口県告示第百八十四号

ついて浸水想定区域を指定した。 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により、 次の河川に

部河川課及び柳井土木建築事務所において閲覧に供する。 当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、 山口県土木建築

平成二十一年四月十四日

山口県知事 \_ 井 関

成

屋 名河 代 屋 Ш Ш 称の 代 右岸 左岸 Ш 水 大島郡周防大島町大字東屋代字沖ノ田一二二三番五地先 大島郡周防大島町大字東屋代字保慶二七七三番三地先 系 上 X 流 端 間 河口 下 流 端

山 宮 禬 Ш 水 系

宮 大 崎 Ш 内 右岸 左岸 Ш 水 大島郡周防大島町大字久賀字横田東一七一四番二地先 大島郡周防大島町大字久賀字横田西二二三九番一地先 系 河口

# 山口県告示第百八十五号

水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項の規定により、次の河川に

ついて浸水想定区域を指定した。

部河川課及び周南土木建築事務所において閲覧に供する。 当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、 山口県土木建築

平成二十一年四月十四日

山口県知事 = 井 関

成

夜 市 夜		富田	富	島地	佐		Ш			
Л	市	)II	Ш	<i>)</i>		田	Л	波	称	0)
右岸 周南市大字湯野口	川水系	川上ダム	川 水 系	右岸 周南市大字堤切	川 水 系	上	X			
周南市大字湯野字中小串原三八六三番一地先周南市大字湯野字中向田一八九番一地先				周南市大字垰字四ツ辻二〇三番一地先周南市大字夏切字才金九九〇番地先		流				
76						端	間			
河口	河 口 口			点 出への合流		下流端				

## 山口県告示第百八十六号

ついて浸水想定区域を指定した。 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項の規定により、次の河川に

部河川課及び山口土木建築事務所において閲覧に供する。 当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、 山口県土木建築

平成二十一年四月十四日

山口県知事 = 井 関 成

河口

Ш 棚 Ш 左岸 右岸 下関市豊浦町大字川棚字一の瀬三一〇九番三地先 下関市豊浦町大字川棚字懸七〇九番一地先

河口

X

間

下

流

端

### 山口県告示第百八十八号

河口

ついて浸水想定区域を指定した。 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項の規定により、 次の河川に

当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、 山口県土木建築

下関土木建築事務所及び長門土木建築事務所において閲覧に供する。

平成二十一年四月十四日

流点 幸之江川への合

山口県知事 = 井 関 成

	木 屋 川	 木 屋	名称	Ш
木屋川ダム	右岸(長門市俵山字榎田五二六三番二地先左岸)長門市俵山字着ノ原五三〇二番地先	上 川 水 系	上流	区
			端	間
河口	左岸 長門 長門 市場 下場 市場 下場 市野 下場 市野 下場 市野 下場 市野 下場 市野 市野 市野 市野 市野 市野 市野 市野 市場		下流端	

山口県土木建築

井

関

成

## 山口県告示第百八十九号

下

流

端

ついて浸水想定区域を指定した。 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第十四条第一項の規定により、次の河川に

部河川課及び長門土木建築事務所において閲覧に供する。 当該浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を示す図面は、 山口県土木建築

山口県知事

=

井

関 成

安藤 大三

代表者の氏名

安藤 大三

代表者の氏名

兀

河口

地先

阿武川への合流

平平 _	平成21年4月14日 火曜日		Щ			口県		報	<b>報</b> (定期)			第 2048 号		
平成二十一年四月十四日発行平成二十一年四月十四日印刷		北浦地方のサバー送り			り、次の無形民俗文化財の山口県文化財保護条例	会告示			た者の名称又は氏名を土地改良事業を行っ	平成二十一年四月十四日	次のとおり土地改良事業のT土地改良法(昭和二十四年	(一三二) 土地改良事業の工事の完了の届出		
発行人 山口県			サバー 送り保存会		保持		次の無形民俗文化財を山口県指定無形民俗文化財に指定する。口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第三十二条第一	201号		かんがい排水 平成二〇、一二、	事業の名称 工事着手時期	山口県知事	次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。               大地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、	工事の完了の届出
県 市			長門市	所の所在	寸	山口県教育委員会	7年でする。 第三十二条第一項の規定によ			一〇 平成二、二、二七	工事完了時期	知事 二井関成	。  条の二第一項の規定により、	